**子育てグリーン住宅支援事業　基礎工事完了確認書**

以下の住宅は、子育てグリーン住宅支援事業の交付申請に係る要件の内、基礎の工事が完了したことを確認しました。

**証明する建築士の情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 作成日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 建築士の種別 | □ 一級建築士　□ 二級建築士　□ 木造建築士 | 登録を受けた都道府県＊1 |  | 登録番号 |  |
| フリガナ |  | 連絡先＊2 |  |
| 氏名 |  |

＊１ 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。　 ＊2 日中に連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

**対象となる住宅と交付申請に係る要件の情報**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象となる住宅の所在地＊1 | 〒 | 建物名（共同住宅の場合） |  | 階数＊2 |  |
|  |
| 基礎工事の完了日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日※「作成日」以前であること |
| 住宅の立地＊3 | **該当する以下の項目すべてにチェックを入れてください。**（必ず自治体に確認を行ってください）**□** ① 「土砂災害特別警戒区域＊4」に立地する住宅ではない。**□** ② 「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）＊5」に立地する住宅ではない。**□** ③ 「市街化調整区域」であって「『土砂災害警戒区域＊6』もしくは『浸水想定区域＊7』」に立地する住宅ではない。**□** ④ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定＊8により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表された住宅ではない。 |

＊1 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可

＊2 建築物の地下を含めた階数

＊3 原則、①～④の全てに該当する住宅が補助対象。ただし、建替に該当する場合、少なくとも④に該当する住宅は補助対象。（建替とは、建築主またはその親族が、所有する住宅を自ら除却（解体工事を発注）し、その土地に対象となる住宅を建築すること）

＊4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（住宅の構造について、建築基準法令に基づき、特別の措置が必要となる（住宅（建物）の一部でも当該区域に該当する場合）区域を含む）

＊5 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条に基づくもの

＊6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づくもの

＊7 水防法（昭和 24 年法律第 193号）に基づくもので、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいいます。洪水浸水想定区域：想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。高潮浸水想定区域：想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域

＊8 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、一定の規模以上（３戸以上または１戸若しくは２戸で規模が 1,000 ㎡以上）の開発によるもので、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされています。

|  |
| --- |
| **申告した書類等に虚偽が含まれていた場合、当該証明を行った建築士は建築士法等に基づき、免許の取消しなどの処分や罰則の適用の対象となる場合がありますのでご注意ください。** |